



れいわ ねんど かみじましようがっこう せいかつ
令和5年度 上島小学校 生活のきまり
たが きも あんぜん す
お互いに気持ちよく、安全に過ごすためのルールやマナーです。
ひくまちゅうがっこうく どういつ
「◎」は曳馬中学校校区で統一されているきまりです。

1. 登校 ～あいさつ・安全・ゆったりスタート～

- 7時30分に昇降口が開きます。7時30分～7時50分に登校できるよう家を出しましょう。
- 1・2年生は、ヘルメットをかぶって登校します。(3年生以上は、家の人と相談しましょう。)
- 3年生以上でヘルメットをかぶらない人は、防災用にヘルメットを教室に置いておきます。
- ◎ 登校後は、許可なく校外に出ません。また、忘れ物をしても家に取りに戻りません。

2. けが0の生活 ～ルールを守って安全な生活～

- けがや事故防止のため、ベランダには出ません。
- 教室やホール、廊下などは、教室内と同じように使います。
- 学年で決められたトイレを使用します。
西側のトイレは、特別教室を使っている時以外は使いません。
- 東階段は、1・3・5年生が使います。中階段は、2・4・6年生が使います。
西階段は、先生と一緒に移動するとき、または、図書室、プールに行く時だけ使います。
- 給食の片付けをした後、12時45分までは、遊ぶために教室から出ません。
- 特日課の昼休みは、教室やホールで落ち着いて過ごしましょう。(運動場で遊びません。)

3. 学習 ～授業に集中、力を伸ばそう～

- ◎ 学習には鉛筆を使い、シャープペンシルは持ってきません。
- ◎ 学習に必要な物を持ってきません。(ボールペン、飾り付き鉛筆、遊び文具など)
- ◎ カッターナイフなど危険な物は、教師の指示があった時以外は、持ってきません。
- ◎ ランドセルや筆箱などに必要な飾りは付けません。
- ◎ 携帯電話は学校に持ってきません。
- 特別教室(体育館を含む)や教材室には、子供だけで勝手に入りません。
- 特別教室(体育館を含む)と教室間の移動は、学級ごとに整列します。

4. 服装 ～身だしなみに気を付けよう～

- ◎ 校内では、名札をつけて過ごします。
- ◎ 登下校中や校舎内では、フードをかぶりません。また、カチューシャは、着用しません。
- ◎ 校舎内では、ジャンパーやコートなどの防寒着やネックウォーマー、ニット帽は着用しません。
- ◎ アクセサリー類は、安全面・衛生面を考慮して、身に付けません。
- ◎ 熱中症予防のために、校舎の外に出る時は、赤白帽子をかぶります。

5. 下校後・放課後 ～安心・安全な生活を～

- 下校は、下校時刻を守り、通学路を^{つうがくろ}通^{とお}って、家^{いえ}にまっすぐ帰^{かえ}りましょう。店^{みせ}や友^{とも}達^{だち}の家^{いえ}、公^{こう}園^{えん}などに寄^より道^{みち}を^しませ^ん。
- ◎ 下校後^{げこうご}、忘^{わす}れ物^{もの}など^{きょうしつ}で教^は室^{はい}に入^{はい}る場^{しょういんしつ}合^{せんせい}は、職^{かな}員^こ室^えに^かい^かる先^{せんせい}生^{せんせい}に^か必^{かな}ず^こ必^えず^か声^{こえ}を掛^かけま^しょう。
- ◎ 学^が校^{こう}の敷^し地^ち内^{ない}には菓^{かし}子^じやジ^じュ^るース^い類^もを持^もち込^こん^ただ^り、食^たべ^たりし^ませ^ん。
- ◎ 自^{じてん}転^{しゃ}車^のに乗^のるときは、必^{かな}ず^{かな}ヘル^かメ^なット^らをか^ぶりま^しょう。
- ◎ 学^が校^{こう}の敷^し地^ち内^{ない}では自^{じてん}転^{しゃ}車^のに乗^のりま^せん。自^{じてん}転^{しゃ}車^は、自^{じてん}転^{しゃ}車^お置^ぼき^せ場^いに^お整^{せい}頓^{とん}し^て置^おきま^しょう。
- ◎ 道^{どう}路^ろや駐^{ちゅう}車^{しゃ}場^{じょう}で、キ^きック^くボ^ぼード^ーや一^{いち}輪^{りん}車^{しゃ}、ス^すケ^けー^とボ^ぼー^うド^ど等^{とう}で遊^{あそ}びま^しえ^ん。
- ◎ 17時^じ（11月^{がつ}～2月^{がつ}は16時^じ30分^{ぶん}）には、遊^{あそ}んで^いる場^ば所^{しょ}から家^{いえ}に帰^{かえ}りま^しう。

6. その他 ～安心・安全な生活を～

【外出時】

- ◎ 子^こ供^{ども}だ^けで校^{こう}区^く外^{がい}には行^いきま^せん。た^だし、塾^{じゅく}や習^{なら}い^ご事^となど、遊^{あそ}び^もを^もく^てき^きと^しない校^{こう}区^く外^{がい}へ^の外^{がい}出^{しゅつ}は保^ほ護^ご者^{しゃ}の許^{きょ}可^かを^もら^って^から行^いきま^しう。
- ◎ 保^ほ護^ご者^{しゃ}の同^{どう}伴^{はん}なし^で、大^{おお}型^{がた}ショッ^しピ^おン^おグ^がセ^せン^せン^せター^ー・デ^でパ^ぱー^ート^と・カ^かラ^らオ^おケ^けボ^ぼク^くス^す・映^{えい}画^が館^{かん}・ボ^ぼウ^うリ^りン^んグ^ぐ場^ば・ゲ^げー^ーム^むセ^せン^んター^ーやゲ^げー^ーム^むコ^こー^ーナ^なー^ーな^なの遊^{ゆう}戯^ぎ施^せ設^{せつ}や大^{おお}型^{がた}商^{しょう}業^{ぎょう}施^せ設^{せつ}には行^いきま^せん。

【ICT端末、機器の使用】

- ◎ 通^{つう}信^{しん}機^き能^{のう}付^つきゲ^げー^ーム^む機^き、パ^ぱソ^そコン^{こん}、携^{けい}帯^{たい}電^{でん}話^わ等^{とう}、イ^いン^んター^ーネ^えッ^つト^とやS^りN^きS^しが利^り用^{りよう}で^きる機^き器^きの所^{しよ}持^じに^じつ^じては、そ^{その}の^{ひつ}必^{ひつ}要^{よう}性^{せい}を^かて^いで^じ十^{じゅう}分^{ぶん}話^わし^あ合^あっ^てか^ら判^{はん}断^{だん}し^まし^{ょう}。所^{しよ}持^じす^る場^ば合^あい^はフ^ふィ^いル^るタ^たリ^りン^んグ^ぐや使^し用^{りよう}時^じ間^{かん}場^ば所^{じょう}な^なのル^るー^るル^るを^{かな}ら^ず家^か族^{ぞく}で決^きめ^まし^{ょう}。
- ◎ 上^{じょう}記^きの機^き器^きを^{しよ}使^し用^{りよう}す^る際^{さい}は、個^こ人^{じん}情^{じょう}報^{ほう}や人^{ひと}を不^ふ快^{かい}に^させ^る言^{こと}葉^ばを^かき^こん^だり、画^が像^{ぞう}や動^{どう}画^が等^{とう}を^あッ^っし^したり^しま^せん。

（参考）【青少年インターネット環境整備法 第6条】

保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に^あじ^い、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法により、インターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

※この「上島小学校 生活のきまり」は、児童代表委員会で検討を提案され、話し合われた後、変更される場合があります。